(六)　認定対外船舶運航事業者は、準日本船舶を譲り受けたとき等には、国土交通大臣にその旨を届け出なければならないこととした。（第三九条の五第七項関係）

(七)　国土交通大臣は、(六)の届出があったときは、当該認定を取り消すこととした。（第三九条の五第八項関係）

(八)　国土交通大臣は、準日本船舶が(一)の(1)若しくは(2)の要件に適合しなくなったと認めるとき、又は認定対外船舶運航事業者が(四)若しくは(六)の規定に違反したと認めるときは当該準日本船舶に係る認定を取り消すことができることとした。（第三九条の五第九項関係）

3　船舶法及び船舶のトン数の測度に関する法律の特例

認定対外船舶運航事業者がその子会社の所有する準日本船舶を譲り受けたことに係る2の(六)の届出をした場合において、国土交通大臣が、当該届出に係る船舶に係る認定証に記載された総トン数等に変更がないことの確認を行ったときは、船舶法の規定による当該船舶の総トン数の測度の申請及び当該申請に係る総トン数の測度が行われ、かつ、船舶のトン数の測度に関する法律の規定による国際総トン数及び純トン数の測度が行われたものとみなすこととした。（第三九条の六関係）

4　準日本船舶に係る報告及び立入検査

国土交通大臣は、認定対外船舶運航事業者に対して、名称、総トン数等、2の(一)の(1)の契約の内容等について報告をさせ、又はその職員に、認定対外船舶運航事業者の事業場若しくは事務所に立ち入り、準日本船舶に関する帳簿等を検査等させることができることとした。（第三九条の七関係）

5　日本船舶及び準日本船舶の確保に関する事項の公表

国土交通大臣は、毎年度、日本船舶及び準日本船舶の確保に関する事項を公表することとした。（第四五条の二関係）

6　手数料

2の(二)又は(五)による測度の申請をしようとする対外船舶運航事業者は、手数料を国に納めなければならないこととした。（第四五条の三関係）

7　施行期日

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（法律第八九号）（国土交通省）

一　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部改正関係

1　船舶からの排出ガスの放出の規制

(一)　日本国の内水、領海又は排他的経済水域（以下「日本国領海等」という。）のみを航行する船舶以外の一定の船舶（以下「二酸化炭素放出抑制対象船舶」という。）の船舶所有者は、二酸化炭素放出抑制航行手引書を作成し、国土交通大臣の承認を受けなければならないこととした。（第一九条の二五関係）

(二)　一定の二酸化炭素放出抑制対象船舶の船舶所有者は、二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認を受けようとするときは、あらかじめ、二酸化炭素放出抑制指標が、一定の技術上の基準により算定されていること及び船舶の用途、載貨重量トン数等に応じた一定の基準に適合していることについて、国土交通大臣の確認を受けなければならないこととした。（第一九条の二六関係）

(三)　国土交通大臣は、二酸化炭素放出抑制航行手引書を承認したときは、船舶所有者に対して、国際二酸化炭素放出抑制船舶証書を交付しなければならないこととした。（第一九条の二七関係）

(四)　二酸化炭素放出抑制対象船舶は、有効な国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の交付を受けているものでなければ、日本国領海等以外の海域において航行の用に供してはならないこととした。（第一九条の二八関係）

(五)　国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の交付を受けた船舶所有者は、国際二酸化炭素放出抑制船舶証書及び二酸化炭素放出抑制航行手引書を船舶内に備え置かなければならないこととした。（第一九条の二九関係）

(六)　国土交通大臣は、二酸化炭素放出抑制航行手引書が要件に適合しなくなったと認めるとき、又は二酸化炭素放出抑制指標が基準に適合しなくなったと認めるときは、船舶所有者に対し、国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の返納、二酸化炭素放出抑制航行手引書の変更等を命ずること等ができることとした。（第一九条の三一関係）

(七)　国土交通大臣は、本邦の港等にある外国船舶のうち、二酸化炭素放出抑制対象船舶に相当する船舶等に対して、二酸化炭素放出抑制航行手引書に相当する図書が備え置かれていないと認める場合等において、当該外国船舶の船長に対し、必要な措置をとるよう命ずること等ができることとした。（第一九条の三三関係）

2　海洋汚染等防止証書等の有効期間の特例の見直し

海洋汚染等防止証書等について、一定の事由があるときは、従前の海洋汚染等防止証書等の有効期間は、新たに証書が交付される日又は従前の証書の有効期間が満了する日の翌日から起算して五月を経過する日のいずれか早い日までの期間とすることとした。（第一九条の三七関係）

3　指定海上防災機関

(一)　海上保安庁長官は、(二)に規定する業務（以下「海上防災業務」という。）を行うことにより、人の生命及び身体並びに財産の保護に資することを目的とする一般財団法人であって、海上防災業務に関し一定の基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国に一を限って、指定海上防災機関として指定することができることとした。（第四二条の一三関係）

(二)　指定海上防災機関は、(三)に規定する海上保安庁長官の指示により排出油等の防除のための措置を実施し、当該措置に要した費用を徴収すること等の業務を行うこととした。（第四二条の一四関係）

(三)　海上保安庁長官は、緊急に排出油等の防除のための措置を講ずる必要がある場合で船舶所有者等に対しその措置を講ずべきことを命ずるいとまがない場合等においては、指定海上防災機関に対し、その措置を講ずべきことを指示することができることとした。（第四二条の一五関係）

(四)　指定海上防災機関は、(三)の規定により海上保安庁長官が指示した措置に要した費用を船舶所有者等に負担させることができることとした。（第四二条の一六関係）

二　船舶安全法の一部改正関係

1　船級協会の検査を受け船級の登録をした船舶について、管海官庁の検査を受けこれに合格したものとみなす範囲に無線電信等を追加することとした。（第八条関係）

2　船舶検査証書について、一定の事由があるときは、従前の船舶検査証書の有効期間は、新たに証書が交付される日又は従前の証書の有効期間が満了する日の翌日から起算して五月を経過する日のいずれか早い日までの期間とすることとした。（第一〇条関係）

三　国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律の一部改正関係

船舶保安証書について、一定の事由があるときは、従前の船舶保安証書の有効期間は、新たに証書が交付される日又は従前の証書の有効期間が満了する日の翌日から起算して五月を経過する日のいずれか早い日までの期間とすることとした。（第一三条関係）

四　この法律は、一部を除き、平成二五年一月一日から施行することとした。

◇移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（法律第九〇号）（厚生労働省）

1　総則

(一)　目的

この法律は、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する施策の基本となる事項について定めるとともに、骨髄・末梢（しょう）血幹細胞提供あっせん事業及び臍（さい）帯血供給事業について必要な規制及び助成を行うこと等により、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進を図り、もって造血幹細胞移植の円滑かつ適正な実施に資することを目的とすることとした。（第一条関係）